

2025 年 11 月 5 日
石川県保険医協会

能登半島地震
国保・後期高齢者医療の窓口負担免除終了に関する受診実態調査
中間報告

能登半島地震の被災者の医療費の窓口負担免除について、石川県内の国民健康保険（以下、国保）と後期高齢者医療は 2025 年 6 月末で終了となりました。これを受け、県内の医師・歯科医師で構成する石川県保険医協会では、2025 年 9 月～10 月に国保・後期高齢者医療加入者を対象に、能登半島地震の被災者に対する医療の窓口負担免除に関する受診実態調査を実施しました。今回はこの調査の 2025 年 10 月 16 日付中間報告です。

なお、当会ではこれに先立ち 2025 年 6 月～8 月にも被災者に向けた患者・利用者アンケートを実施し、最終報告を協会ＨＰにて公開しています。（<https://ishikawahokeni.jp/menjo250827/>）



アンケート結果のポイント

1	調査開始から約 1 か月半で 2 千件 を超える回答があった。
2	免除終了後、通院や診療内容に影響があったとの回答が 69.3% 。
3	影響の内容は「 受診回数を減らす 」（781 件）が最多。「 通院をやめた 」（150 件）という回答も少なくない。 懸念されていた 受診抑制が現実化 していた。
4	影響の理由は「一部負担金がかかるから」が全体の 90.6% と、一部負担金によって 必要な医療を受けられなくなっている 。
5	自由意見では、 体調不良の心配 や、 体調悪化の訴え があった他、物価高などによる生活の困難さ、今後の生活に対する不安の声などが寄せられた。

能登半島地震

国保・後期高齢者医療の窓口負担免除終了に関する受診実態調査
＜中間報告＞

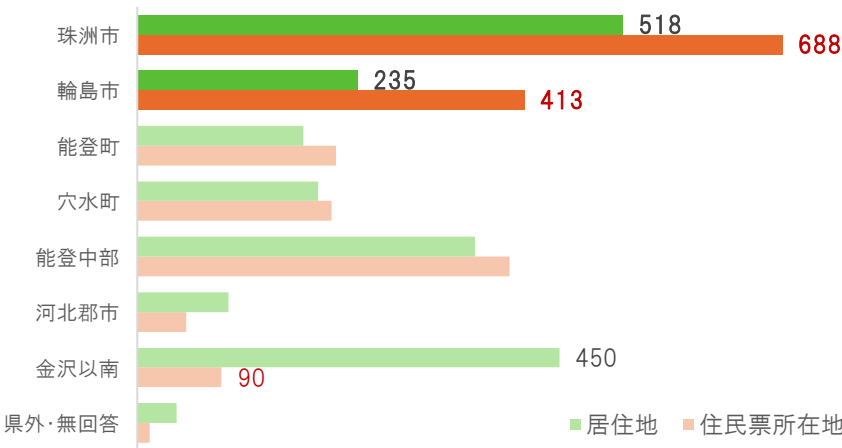
2025 年 11 月 5 日
石川県保険医協会

石川県保険医協会は、国保・後期高齢者医療加入者を対象に、「能登半島地震の被災者に対する医療の窓口負担免除に関する受診実態調査」を実施した。

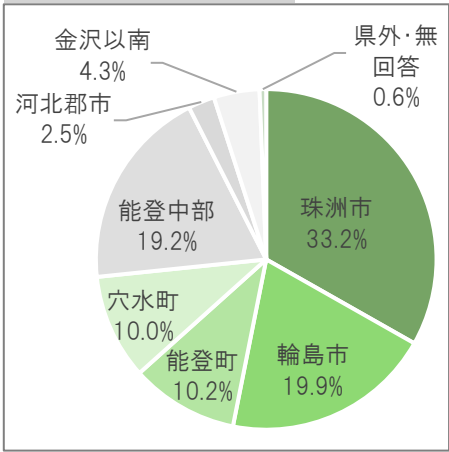
- 【調査期間】 2025 年 9 月 1 日～10 月 31 日
- 【中間報告】 2025 年 10 月 16 日
- 【対象者】 国保・後期高齢者医療の加入者
- 【回答方法】 ハガキ又はオンラインより回答
- 【回答数】 2,072 件（ハガキ 2,016 件、オンライン 56 件）
- 【ハガキ配布枚数】 23,170 枚

※【ハガキ配布方法】 会員医療機関の窓口で配布したほか、仮設住宅へ配布。

1 居住する市町および住民票所在地

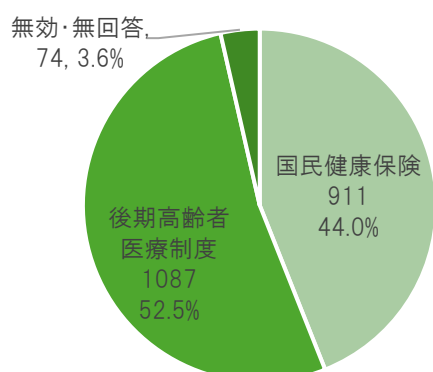


※住民票所在地の割合

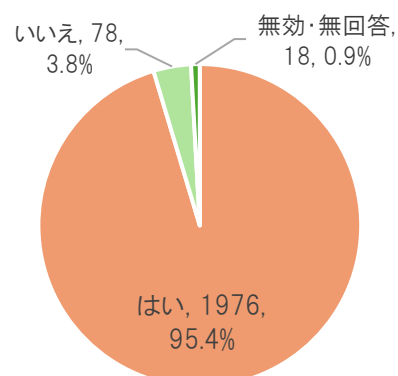


居住地				住民票				居住地				住民票				居住地				住民票			
奥能登四市町	珠洲市	518	688	能登中部	七尾市	122	150	河北郡市	かほく市	23	11	金沢以南	金沢市	331	63								
	輪島市	235	413		志賀町	182	198		津幡町	22	4		野々市市	41	7								
	能登町	177	212		中能登町	21	21		内灘町	52	37		白山市	37	10								
	穴水町	193	207		羽咋市	30	25						川北町	0	0								
					宝達志水町	5	3						能美市	11	1								
											小松市		23	10									
											加賀市		6	2									

2 加入している医療保険



3 免除の対象か

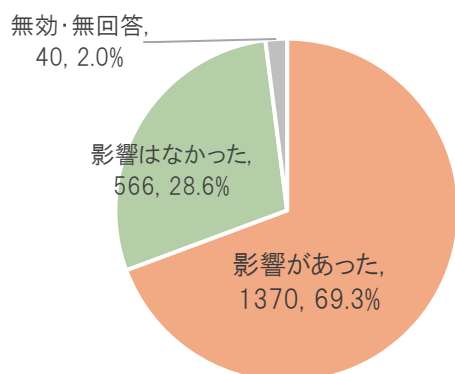


居住地に関して、奥能登四市町（珠州市、輪島市、能登町、穴水町）との回答が「現在お住まいの市町（居住する市町）」では 54.1%だったのに対し、「住民票所在地」では 73.3%になった。現在も多くの方が住民票所在地を離れた生活を継続されていることがうかがえる。

また、特に住民票が輪島市にあると回答された方のうち、約半数近くは現在の居住地が輪島市以外との結果となり、多くの方が輪島に住民票を残したまま、現在は別の市町で生活されている実態が示された。今後これらの方々が輪島市から住民票を移す決断をされた場合、能登からの人口流出問題はさらに深刻化・顕在化する可能性があると考えられる。

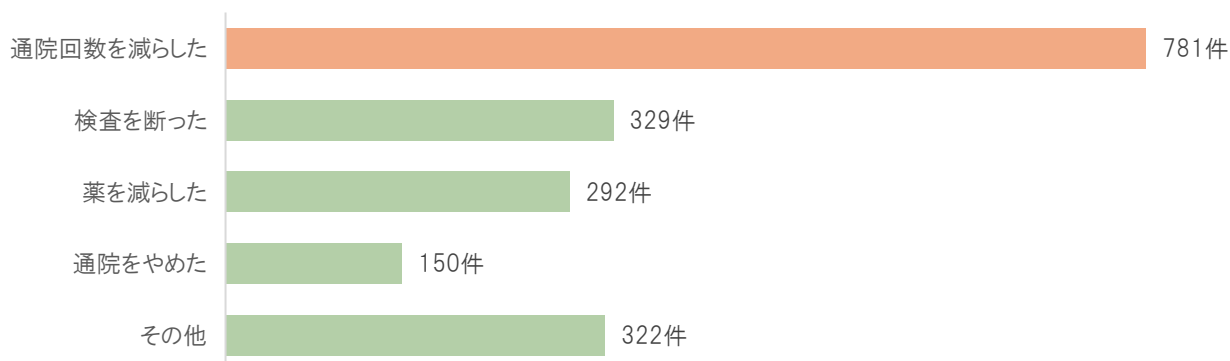
加入している医療保険については、国民健康保険が 44.0%、後期高齢者医療制度が 52.5%と、回答割合に大きな差はなかった。また回答の 9 割以上が免除対象者からであった。

4 医療の免除終了後、通院や診療内容に影響あったか

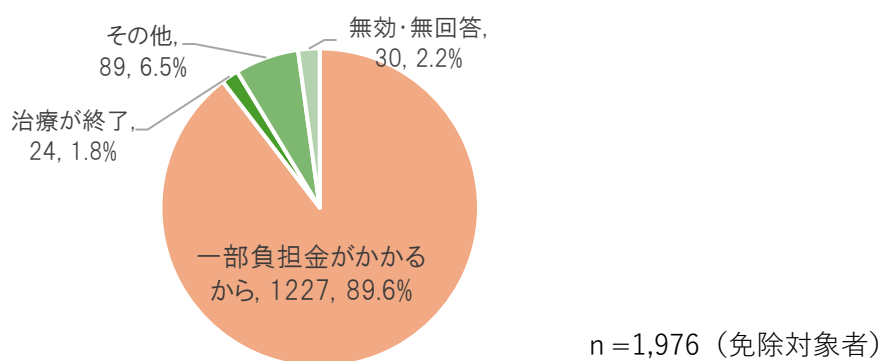


n = 1,976（免除対象者）

5 免除終了後、通院にどのような影響があったか（複数回答可）



6 その影響の理由は

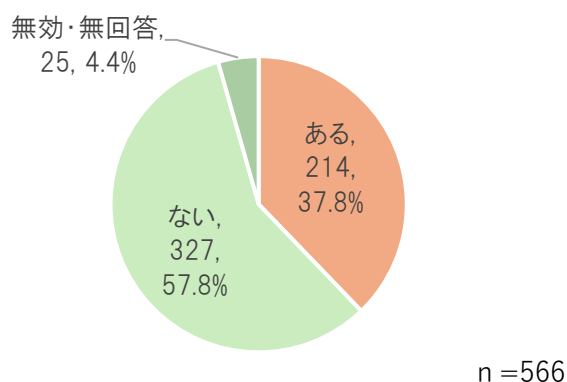


免除終了後、通院や診療内容に「影響があった」との回答は **69.3%** だった。本年6月～9月（免除終了前）に当会が実施した調査では「医療の免除が終了した場合、通院に影響があるか」の設問に対し 85.4%が「影響がある」と回答していた。割合は若干少なくなったものの、実際に **7割近く** の人の通院や診療内容に影響が出てきている。

影響の内容を問う設問では、「**通院回数を減らした**」（781件）が最多となった。それ以降は「検査を断った」（329件）、「薬を減らした」（292件）と続くが、「**通院をやめた**」（150件）との回答もあり、懸念されていた **受診抑制が現実化** していた。

影響が出た理由として9割近くが「一部負担金がかかるから」を選択しており、一部負担金が障壁となって、患者に必要な医療が届かなくなっていることが明らかとなった。

7 医療費の窓口負担を支払うため、生活に影響はあったか



問4で免除終了後の通院や診療内容に「影響はない」と答えた人（566人）に、「窓口負担（一部負担金）を支払うために、生活に影響があったか」と質問したところ37.8%が「ある」と回答した。具体的には「通院はやめられないので、食費を削った」「住宅再建途中でもあるので、生活費を切りつめた」といった切実な意見があった。

またこの設問では問4で「影響がある」と回答した人については集計外となっているものの、自由筆記には「食料品の購入を減らした」や「エアコン、電気をあまりつけない」など、同様に生活費を切りつめているという意見が寄せられた。

自由意見

自由意見欄では、負担が大きいため受診できず医療機関から足が遠のいている現状の他、今後の体調不良を心配する声や、実際に**体調が悪化しているという具体的な記載**があった。また物価高などによる生活の困難さや、これから先の生活に対する不安の訴えも多くみられた。

まとめ

この中間結果からは、医療費一部負担金免除の終了が被災者の受診行動に大きく影響し、危惧されていた受診抑制が既に現実化しているという深刻な現状が明らかになった。被災者は震災前の日常を取り戻したとは言い難く、未だ困難な状況にある。急激な環境変化や過酷な生活が長引く中で、精神的負担は平時より増大しており健康問題はますます切実になるだろう。また診療中断による慢性疾患の悪化、歯科受診の遅れによる口腔機能の低下などは、まさにこれから生じる可能性が高い。今後、受診抑制が病気の発見遅れや重症化といった重大な事態を引き起こすことが懸念される。

① 自由意見欄 仮設住宅で生活しています。医療費免除が終了し、受診の回数を減らしたため体調が悪化し、入院する事になりました。経済的負担を減らした事で受診控えが余計負担になってしまっています。福祉と富山が免除されているなら、なせ石川も石川県保険医協会 電話 (076) 222-5373 免除にならないのか？ 不承知です。

② 自由意見欄 長い間の免除大変ありがたかったです。期間終了してしまいました。定期的に受診しなければならぬので、これからの負担が大きいです。少しぐらいの体調不良は我慢しています。石川県保険医協会 電話 (076) 222-5373

③ 自由意見欄 地しの際に、負傷は足が、いまだに治らない。地しを境目に、着のものを、にがたで、お金がなく、いかに、病院に、かかずに、悪化している。

④ 具合が悪い時でも我慢してしまう。病状の悪化が心配である。一部負担は免除してほしい。年金受給の身には、応える。

⑤ 自由意見欄 毎月のんびい草は、かかせない。足の指が、はれた。ど、交通費、やら、かかると、思い、自己流で、多量して、ひどく、なり、病院、行く、ほど、早く、なせ、こない、と、お、こ、れた、お、金、か、か、る、と、い、う、う、ら、い

⑥ 自由意見欄 年金生活で、慣れない工場で生活しながら、地震後は、体調が悪くなる事が多く、病院に行きたくても、お金のかかる為、我慢する事が多い。本当に困っています。石川県保険医協会 電話 (076) 222-5373

⑦ 自由意見欄 医療費の心配をしても、病院に行けるという安心感。本当に有難かったです。今は生活者のことを考えると、この足をふんでいきます。

⑧ 物価高で生活費が増え、年金だけの暮らしは大変です。出費を抑えるために、7月から通院をやめました。体調が悪くなっていくのを感じますが、仕方ありません。

⑨ 医療費の一部負担は、被災から立ちあろうとしている生活をより苦しめています。

⑩ 癌ステージ4。治療を変える欲に、いかに、向4は、はいに、Vした、が、食事、お風呂、など、ひかえる、しか、ない

⑪ 自由意見欄 今だにみなし仮設のお世話になっており、ま、み、こ、ろ、家、も、見、た、り、し、て、お、り、ま、す、か、決、ま、り、ま、せ、ん、し、地、元、の、災、害、公、営、住、宅、も、ま、だ、ま、だ、進、ん、で、お、り、ま、せ、ん、つ、つ、よ、く、生、活、し、て、お、り、ま、す、か、元、氣、か、前、の、よ、う、に、出、ま、せ、ん、ま、な、し、い、で、す。

⑫ 自由意見欄 被災後、なかなか再建が進まない状況が続き、約1年9カ月が経ち、心身の不調が出てきています。しかし生活の余裕がなく、病院を受診できずにおり、疲労やストレスが重なっています。

⑬ 所得制限や仮設住宅居住者限定など、制限を設けて良いので、復活して欲しい。働きたくても働けない人や高齢者を見捨てないで欲しい。

⑭ 今、病院の通院回数を減らし、回数を減らしたことで、より、病、氣、が、悪、化、し、と、こ、も、つ、ら、い、状、態、で、す。物、価、高、で、生、活、も、苦、し、く、医、療、費、も、こ、れ、以、上、...、も、う、助、け、て、ほ、し、い、で、す。

⑮ 医療費がかさむので、通院回数を減らし、(部屋に)閉じ込め、か、ち、に、な、り、ま、し、た。

⑯ 自由意見欄 (富山、新潟、岩手、は、ま、だ、終、了、し、て、い、な、い、の、よ、う、に、) 高、齢、者、に、な、り、て、家、も、全、壊、で、土、地、も、液、状、化、で、保、険、費、終、了、で、今、何、じ、う、生、活、し、て、い、け、ば、い、い、の、か、助、け、て、ほ、し、い、で、す。

⑰ 自由意見欄 地震の影響から、治療が必要になったが、一部負担金、交通費が、高額になり、我慢している現状です。負担軽減されると、安心して治療、通院、で、さ、る、た、め、検、討、を、お、願、い、し、ま、す。

⑱ 自由意見欄 免除の継続をお願いします。生活費も切り詰めています。住宅費、お金も足りず困っています。そのため、皮膚科、眼科の通院をやめました。眼科、病院、が、痛、く、も、が、ま、ん、し、て、通、て、い、ま、せ、ん。

⑲ 自由意見欄 7月から治療代や、薬費、が、大、き、く、な、り、困、つ、て、い、ま、す。高、齢、な、親、は、家、も、失、つ、て、い、ま、す。面、倒、し、て、お、子、は、半、壊、で、未、だ、度、の、補、修、は、順、番、待、ち、で、す。(年金暮らし)「死にたい」と言ってる被災者、老人たちを助けて下さい！

⑳ 自由意見欄 今まで住んでいた、お医者さんの所に、通、つ、て、い、ま、す。先、生、の、病、氣、を、見、る、と、こ、も、安、心、す、る、の、で、ふ、る、と、と、離、れ、て、い、ま、す。病、氣、も、さ、う、で、す、け、ど、心、の、安、心、を、ほ、し、い、の、で、2、7、月、~、3、月、に、1、回、通、院、し、け、ど、少、し、づ、つ、体、力、も、な、い、と、こ、も、不、安、で、す。石川県保険医協会 電話 (076) 222-5373

㉑ 経済的負担があり、受診する事が、い、や、に、な、り、ま、す。精、神、的、に、も、不、安、に、な、り、ま、す。

1 被災者に対する医療費の窓口免除とは

令和6年能登半島地震の被災者で、半壊等の要件に該当した被災者を対象に、医療費の窓口負担（一部負担金）の免除が実施されている。

期限は現時点で6月末までとされている。

ただし、これまで期限が近づくたびに延長されてきた経緯がある。

2024年1月11日に免除の特例が発出（期限は2024年4月末まで）

- ▶ 2024年3月1日に2024年9月末まで延長
- ▶ 2024年9月26日に2024年12月末まで延長
- ▶ 2024年12月25日に2025年6月末まで延長

2 保険者に対する国からの財政支援

被災者に対する窓口負担免除を行った国民健康保険（以下、国保）と後期高齢者医療広域連合（以下、後期高齢者医療）に対して、国から財政支援が実施されている。財政支援の内容は大きく分けて3段階ある。

		財政支援の内容	要件
①	平時	免除総額の8割	一部負担金等の免除総額が3%以上
②	通常ルールを拡充	免除総額の8～10割	一部負担金等の免除総額が3%以上の場合、免除総額の割合によって変動
③	特例措置	免除総額の10割	要件なし

令和6年能登半島地震については、以下のように財政支援が行われてきた。なお、厚労省は2025年7～9月末に関しても、②「通常ルールを拡充」した財政支援を行うことを通知している。

2024年1～12月分	③「特例措置」により国が全額を財政支援、
2025年1～6月分	②「通常ルールを拡充」により一部財政支援

3 東日本大震災での東北3県の対応

国保・後期高齢者医療について、東日本大震災では国が免除総額の全額を負担する特例措置の財政支援が 2012 年 9 月まで実施された。国の特例措置が終了した後も、宮城県では約 2 年間、岩手県では約 10 年間にわたって免除を実施していた。

宮城県	・ 2013 年 3 月末で終了 ・ 2014 年 4 月より、非課税世帯、大規模半壊以上対象で免除再開 ・ 再開した免除は 2016 年 3 月末で終了
岩手県	・ 2021 年 3 月末で住民税非課税世帯以外は免除終了 ・ 2021 年 12 月末で住民税非課税世帯も免除終了
福島県	・ 避難区域以外は 2012 年 9 月末で終了

持論

能登半島地震の被災者に対する「医療費一部負担金免除」の期限は今年の6月末までは確定していた。そして国は、国

保・後期高齢者医療の各保険者が延長を望むなら9月末まで財政支援を延長する旨も3月31日に通知していた。

しかし、期日が迫っても各自治体から延長の通知が出される気配がなく、このままでは自然終了することが危惧された。本当にそれが住民の意向なのか？ 真偽を確かめるため、当会は患者や医療機関等を対象としたアンケート調査を全県下で実施した。

すると、6月初旬の段階で、免除終了による受診抑制や、健康被害が予測されるなどの影響を懸念する悲痛な声が届けられ始め、住民は免除の延長を求めていると判明することとなった。これを受け、当会は県健康

福祉部長や能登の市町首長と直接面談し、延長の要請を行うと同時にマスコミにもリリースし世論喚起に努めた。

患者アンケートは中間報告の後も続々と届けられ、その数は5千通を超えるまでに積み重なった。しかし、残念ながら石川県内の国保・県後期高齢者医

能登半島地震 医療費免除

6月末打ち切りの理由は

療広域連合では6月末で免除を打ち切る旨が通知された。富山

県や福井県の国保・県後期高齢者医療では7月以降も延長されたいにもかかわらずに、だ。住民の声が行政に届かない理由は何か？ 首長への要請や、県議会

「免除の対象とならない方が不公平である」との声が寄せられている」との意見について、確かに当会が実施した患者アンケートにおいても、同様の意見があった。しかし、これは半壊に至らない場合でも免除対象としてほしいという痛切な声であり、全壊も含めて免除は全て打

ち切るべきという主旨とは言えないであろう。

また、「免除により医療費がかさみ、将来の保険料上昇の懸念がある」との意見があるが、免除によって「不必要な診療」は増えたのだろうか。保険診療では療養担当規則によって過剰診療が禁止されており、診療行

為が適切か否か、日々審査されている。むしろ、行政が免除の打ち切りによる医療費の縮小を見込んでいるということは、住民が診療の必要な病態であつても我慢する「受診抑制」を期待するということだ。住民の健康を守る責務を負う行政として、必要な医療を受けられない事態が起きても見えて見ぬ振りをするのだろうか。

財政的な問題もあり、市町の独自判断で進めるのは難しいとの意見もある。だからこそ、大規模災害の場合は県や国がリードし、増額となった医療費等の増加分も含めて支援すべきである。

財源論を盾に、被災した人々に必要な医療費にまで足枷をはめるなら、産業の復旧・復興も人間の復興もないではないか。石川県保険医協会は、医療費窓口負担減免の再開を求めて、今後も活動する覚悟である。会員諸氏のご協力をお願いしたい。

能登半島地震 医療費の一部負担金免除

内灘町議会で免除再開の意見書提出を求める請願が採択！

能登半島地震の被災者に対する医療費の一部負担金免除について、石川県保険医協会では県内の6つの市町議会に「能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める『意見書』の提出を求める請願」を提出しました。国民健康保険および後期高齢者医療制度において、能登半島地震の被災者に対する医療費の一部負担金の免除を再開するため、国や石川県からのさらなる財政支援を求める意見書の提出を要望したものです。提出先は紹介議員の調整を行うことができた、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、内灘町の各議会です。

提出先	9月議会の 請願結果
珠洲市議会	継続審査
能登町議会	
穴水町議会	
志賀町議会	
七尾市議会	不採択
内灘町議会	採択

内灘町議会では全会一致で採択された一方、七尾市議会では不採択となりました。また、残りの4市町については継続審査という結果となり、引き続き12月議会で検討される予定です。継続審査となった議会では、「国の免除期限が9月末までとなっており、早急に提出すべき」、「今後の国保・後期高齢者医療制度の財政見通しを考えると延長した場合、保険税・保険料の増加につながりかねない」、「情報収集を行い、慎重に検討すべき」などの意見がありました。内容については改めて『石川保険医新聞』でもご報告いたします。

受診実態調査 早くも 1,655 件が届く！

免除再開を求める署名もスタート

免除終了後の被災者の受診状況を明らかにするため、保険医協会では9月より「受診実態調査」に取り組んでいます。会員の先生方にも調査ハガキ配布にご協力いただき、早くも1,655件が届いています。

「本当はすぐ行きたいが少しがまんしてから様子を見て行っている」、「1日3回飲む薬を2回にし、6月以降の薬代にあてた。歯医者へ行くのをやめた」などの声が寄せられています。すでに免除終了による受診抑制が起きていると言わざるをえない状況で、今後の被災者の病状悪化・重症化が憂慮されます。調査結果は12月頃に報告予定です。



そのような中、「医療費の窓口負担免除、介護サービス利用料免除の再開を求める署名」の取り組みをスタートしました。市町が免除を再開できるよう、国や石川県に対し市町への財政支援を求めるものです。会員の先生方には本号に署名用紙を同封しました。いただいた署名は内閣総理大臣、石川県知事へ提出します。オンライン署名も実施しております。主旨に賛同いただける方はぜひご協力いただけましたら幸いです。

2025 年 月 日

内灘町議会

議長 七田 満男 様

請願者 石川県金沢市本町 2-11-7

金沢フコク生命駅前ビル 7 階

石川県保険医協会

会長 三宅 靖

紹介議員 恩道 正博

能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための 財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願

令和 6 年能登半島地震において、半壊以上等の被害を受けた被災者に対し、医療費の一部負担金の免除が実施されてきました。しかし、石川県内の国民健康保険および石川県後期高齢者医療制度においては、2025 年 6 月末で免除が終了とされました。

当会が実施した「能登半島地震被災者 医療の窓口負担免除に関する患者アンケート」では、免除が終了した場合に通院に影響があると回答した割合は 8 割を超え、「生活費を切り詰めて医療費に回す」が 54.4%に上るほか、37.2%が「受診回数を減らす」、23.7%が「受診せず我慢する」との結果となり、受診抑制が起こることは必至です。診療中断による重症化、ひいては災害関連死増加につながりかねません。また今後、仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴い、家賃等の負担が増えることとなり、さらなる経済的逼迫からますます医療から遠ざかる被災者が増えることが危惧されます。

「石川県創造的復興プラン」の中では「被災者等の健康の維持・増進」が掲げられ、専門職派遣による健康相談や健康状況調査の実施が盛り込まれています。地域住民の健康を守る上で重要な施策ですが、せっかく健康状態の不安定な方を早期に拾い上げたとしても、被災者が経済的理由により受診できない状況では、これらの施策も十分に機能しません。

過去の大規模災害を振り返ると、宮城県では 2013 年 3 月末に免除を一旦終了したものの、その後 2014 年 4 月に再開しています。医療費の免除は被災された方々が生活再建する上で必要な制度です。

こうした点を踏まえ、国と石川県に対し以下の事項を実施するよう意見書を提出することを強く要望します。

一、国民健康保険および後期高齢者医療制度において、令和 6 年能登半島地震の被災者に対する医療費の一部負担金の免除を再開させるため、国や石川県からのさらなる財政支援を求めること。

以上、地方自治法第 124 条の規定によって請願いたします。